

個別事項の対応について

個別事項（経済団体からの意見等への対応）	対応の内容
<p>2（1）基本計画の対象となっていない大規模統計調査の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統計改革の対象・・・「経済センサス」（総務省、経済産業省）、「工業統計調査」（経済産業省）、「商業統計調査」（経済産業省）、「毎月勤労統計調査」（厚生労働省） ・平成 29 年度に実施しない調査・・・「法人土地・建物基本調査」（国土交通省）（5 年周期、直近は平成 25 年に実施） <p>※基本計画の対象となる統計調査の年間件数（合計）が 228 万件に対し、上記 5 統計で約 1,500 万件となる。</p> <p>（対応方針）</p> <p>上記 5 統計については、基本計画の策定対象に追加する。その際、削減目標（20%）については、「統計改革推進会議最終とりまとめ」に基づく基礎統計の拡充・改善の増加分はコスト削減の対象外のものとして取り扱う。</p> <p>初回のコスト計測は直近の統計調査において実施し、次回のコスト計測は拡充・改善後に実施する。なお、毎年実施しない統計については、調査周期に応じて、取組を行うこととする。</p>	<p>「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」（平成 29 年 3 月 29 日）、「基本計画策定のための作業方針」（平成 29 年 4 月 21 日）にない対応する。</p> <p>→ 「基本計画の対象手続一覧表」及び「基本計画」への追加時期</p> <p>関係省庁は、平成 30 年 1 月末までに基本計画を作成し、提出を求める。</p>
<p>2（2）類似調査の集約・一本化（ワンスオンリー）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職種別民間給与実態調査」（人事院）、「民間給与実態統計調査（国税庁）」、「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省） <p>（対応方針）</p> <p>関係省庁に検討を促し、回答を求める。</p>	<p>「類似調査の集約・一本化」の対応方針について、提出を求め、平成 29 年 11 月下旬に検討結果の回答を第 2 検討チームにおいて議論する。</p>